

9月定例会

- ◎ 公園管理不適切
平成26年度一般会計決算不認定
- ◎ 特別会計・水道会計決算7件認定
- ◎ LED補助金予算修正
平成27年度一般会計補正予算
修正案可決

平成27年9月定例会は、9月1日より9月30日までの30日間にわたり開催されました。市長提出議案は、平成26年度一般会計・特別会計決算の認定・水道事業会計未処分利益剰余金処分の合計7件、条例関係4件、市道路線認定・変更・廃止3件、修正案を含む一般会計補正予算3件・特別会計補正予算7件および人事案件2件でした。この他議員提出議案5件、会議案1件・請願1件でした。
一般質問は、13人の議員が市政をただしました。

歳入・歳出決算額表

単位：円

区 分	歳 入	歳 出
一 般 会 計	17,720,754,877	16,929,437,670
特 別 会 計	12,541,366,707	11,860,916,271
国民健康保険	7,662,019,363	7,206,192,921
後期高齢者医療	470,414,924	465,361,951
介護保険	3,095,003,101	2,924,516,719
農業集落排水事業	32,201,952	30,072,895
公共下水道事業	1,281,727,367	1,234,771,785
合 計	30,262,121,584	28,790,353,941
区 分	収 入	支 出
水道事業会計	1,192,633,819	1,037,935,806

歳入・歳出

平成26年度一般会計・特別会計（水道会計を除く）の歳入合計は302億6212万1584円、歳出は287億9035万3941円。水道事業会計は収入11億9263万3819円、支出10億3793万5806円となっています。

一般会計歳入の市税は、63億1203万2041円で対前年度比1.9%の減となっています。

歳出の公園管理費について、管理不十分として、平成26年度一般会計決算は不認定となりました。

また、平成26年度特別会計決算5件および水道事業会計決算は、提案どおり認定しました。

人事案件

教育委員会委員

尾島紗緒里氏

中根 政美氏

を任命することに同意しました。

平成26年度の主な事業成果

単位：円

事業名	事業費
市議会インターネット中継事業	1,500,120
地域デマンド交通検討業務	2,125,958
子ども医療費支給事業	149,912,747
放課後児童健全育成事業	53,494,500
児童手当支給事業	758,150,000
生活保護費支給事業	1,168,571,496
がん検診事業	31,548,146
し尿処理施設基幹的設備改良事業	329,789,300
特産品(幸手ブランド)販売促進事業	600,000
商店街街路灯LED化推進事業補助金	1,530,000
排水ポンプ場整備事業	24,937,740
圏央道関連都市計画道路整備事業	697,315,904
上高野小学校校舎大規模改修工事事業	211,911,120
幸手中学校校舎トイレ改修工事事業	46,256,400
長倉小学校校舎増築工事事業	130,997,920

一般会計決算、なぜ不認定となったのか

平成26年度幸手市一般会計決算の認定については、建設経済常任委員会において、幸手市都市公園等の指定管理業務における、監査委員の監査済みの事業収入・支出状況報告書の計数の、不整合が明らかになりました。

更に、事業報告書と作業日時、作業内容の差異や、作業残滓の処理などに不透明の点が多くあることから、不認定となったものです。これを基にその後本会議でも、審議されました。

反対3人、賛成3人の討論の後、採決の結果、認定することには賛成少数となり、決算は不認定となりました。

なお、今後このことについては、幸手市都市公園等指定管理業務調査特別委員会において、調査審議が行われることになりました。

平成27年度幸手市一般会計補正予算(第3号)原案を修正して可決

補正予算(第3号)が審議された中で特に議論されたものは、本年度当初予算で600万円計上された自治会に対する街路灯(LED化)設置補助金の追加補正1000万円でした。

当初予算提案時、また今補正予算提案時に3年間遡及適用することが説明されておらず、文教厚生常任委員会の審査で初めて判明しました。

自治会への補助金そのものについては、何の問題もありませんが、過去3年前にさかのぼって適用することができるよう、予算成立後に補助金交付要綱を定めたことが

問題となりました。

遡及適用は、法的安定性を欠く恐れがあると言われており、不利益を被らない年度内の遡及は認められますが、会計年度を超える遡及については、地方自治法の会計年度の独立の原則があり、例外として認められているものに限られており、総計予算主義の原則も規定されています。

また、この要綱は、幸手市の補助金等の交付に関する規則との整合性にも疑問が生じます。

更には、過去に既に実施された自治会の事業に対しての公平性の確保については、別の事業を工夫実施すべきものなどの質疑がなされ、文教厚生常任委員会では否決されました。



300mmを超える豪雨のための補正予算を可決
 幸手市一般会計補正予算
 (第4号)
 (議案第73号)

「9月の集中豪雨において、市内罹災された多くの皆様に謹んでお見舞い申し上げます。」

市では、罹災された皆様に災害見舞金等支給条例により、お見舞金を支給することになっていきます。今回残念ながら罹災世帯が多くなったことから、その対応のために予備費に不足を生じる恐れがあるため、2000万円予備費を増額するものです。

議会も賛成全員で可決しました。

(決議案第6号)
幸手市都市公園等指定管理業務調査特別委員会の設置に関する決議を可決

平成27年第3回定例会に提出された議案第49号「平成26年度一般会計歳入歳出決算の認定について」の審議において、公園等受託者である指定管理者の工事・収支報告および市の管理体制に疑義が生じた。

この指定管理者は、総額4億5千万円の5年契約であり、議会として生じた疑義の解明を図らねばならず、よって委員13人以内(議長および副議長を除く)をもって構成する幸手市都市公園等指定管理業務調査特別委員会の設置を行うものである。

1 名称
 幸手市都市公園等指定管理業務調査特別委員会

2 設置根拠
 地方自治法第109条および幸手市議会委員会条例第4条

3 定数
 正副議長をオブザーバーとし、13人以内で構成

4 付議事件
 幸手市都市公園等指定管理業務に関する事項

5 調査経費
 調査のため要する経費は、議会予算の範囲内とする。以上決議する。採決の結果「賛成多数」で可決しました。

(決議案第1号)
幸手市都市公園等指定管理業務調査特別委員会設置決議を否決

指定管理者の工事および収支報告において、事実と違う問題が発生した。

よって、委託に至る経緯や工事報告の信憑性、市の管理体制、また指定管理者(民間)に対しても記録の提出や証人の呼び出しを行うことが出来る地方自治法第100条の規定に基づく調査特別委員会の設置を行うものである。

以上決議する。採決の結果「賛成少数」で否決しました。

(請願第1号)
「集団的自衛権行使」に関する意見書の提出を求める件を不採択

自衛隊がおこなう支援は、補給・輸送・修理・整備・医療など多岐にわたります。

この法律により、「国際平和支援法」の正体は、「国際戦争支援法」にほかなりません。

このように、集団的自衛権行使を具体化する「安全保障法制」は、戦争立法と言っても過言ではありません。

地方自治法99条に基づき意見書を提出します。が請願され、採決の結果、「賛成少数」で不採択しました。

決議案第3号
 渡辺邦夫市長に対する問責決議案を「賛成多数」で可決しました。

決議案第4号
 手島幸成議長に対する問責決議案を「賛成多数」で可決しました。